

C 0 0 5 在宅患者訪問看護・指導料、C 0 0 5 - 1 - 2 同一建物居住者訪問看護・指導料

- (10) 医師は、保健師、助産師、看護師又は准看護師（以下この区分において「看護師等」という。）に対して行った指示内容の要点を診療録に記載すること。また、看護師等保健師、助産師又は看護師が准看護師に対して指示を行ったときは、その内容の要点を記録すること。またなお、保険医療機関における日々の訪問看護・指導を実施した患者氏名、訪問場所、訪問時間（開始時刻及び終了時刻）及び訪問人数等について記録し、保管しておくこと。

## 第2節 在宅療養指導管理料

### 第1款 在宅療養指導管理料

#### C 1 0 8 - 3 在宅強心剤持続投与指導管理料

- (1) 在宅強心剤持続投与指導管理料は、循環血液量の補正のみでは心原性ショック（Killip 分類 class **IV**）からの離脱が困難な心不全の患者であって、安定した病状にある患者に対して、~~携帯型ディスポーザブル注入ポンプ又は~~輸液ポンプを用いて強心剤の持続投与を行い、当該治療に関する指導管理を行った場合に算定する。なお、実施に当たっては、関係学会の定める診療に関する指針を遵守すること。
- (2) (1)の持続投与に用いる~~携帯型ディスポーザブル注入ポンプ又は~~輸液ポンプは、以下のいずれも満たす場合に限られること。
- ア 薬液が取り出せない構造であること。
- イ 患者等が注入速度を変えることができないものであること。
- (3) 在宅強心剤持続投与指導管理料を算定している患者~~者~~の外来受診時に、当該在宅強心剤持続投与指導管理料に係る「G 0 0 1」静脈内注射、「G 0 0 4」点滴注射、「G 0 0 5」中心静脈注射及び「G 0 0 6」植込型カテーテルによる中心静脈注射を行った場合の手技料、注射薬及び特定保険医療材料の費用は算定できない。ただし、在宅強心剤持続投与指導管理料に係らない「G 0 0 1」静脈内注射、「G 0 0 4」点滴注射、「G 0 0 5」中心静脈注射及び「G 0 0 6」植込型カテーテルによる中心静脈注射を行った場合の手技料、注射薬及び特定保険医療材料の費用は算定できる。

## 第3部 検査

### 第1節 検体検査料

#### 第1款 検体検査実施料

#### D 0 1 2 感染症免疫学的検査

##### (44) 百日咳菌抗原定性

- イ 本検査と「D 0 2 3」微生物核酸同定・定量検査の「13」百日咳菌核酸検出若しくは百日咳菌・パラ百日咳菌核酸同時検出、同区分「22」ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2核酸検出を含まないもの）又は「23」ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2核酸検出を含む。）を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の一部改正に伴う  
実施上の留意事項について  
(令和 6 年 3 月 5 日保発 0305 第 12 号)

第 1 通則に関する事項

3 文書による提供等を行うこととされている個々の利用者の訪問看護に関する情報等を、電磁的方法によって、利用者、保険医療機関、保険薬局、他の指定訪問看護事業者等に提供等する場合は、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守し、安全な通信環境を確保するとともに、書面における署名又は記名・押印に代わり、本ガイドラインに定められた電子署名（厚生労働省の定める準拠性監査基準を満たす保健医療福祉分野 PKI 認証局の発行する電子証明書を用いた電子署名、認定認証事業者（電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）第 2 条第 3 項に規定する特定認証業務を行う者をいう。）又は認証事業者（同条第 2 項に規定する認証業務を行う者（認定認証事業者を除く。）をいう。）の発行する電子証明書を用いた電子署名、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）に基づき、平成 16 年 1 月 29 日から開始されている公的個人認証サービスを用いた電子署名等）を施すこと。

第 5 訪問看護管理療養費について

1 (1)～(2) (略)

~~(3) 電子的方法によって、個々の利用者の訪問看護に関する計画等を主治医に提出する場合は、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守し、安全な通信環境を確保するとともに、書面における署名又は記名・押印に代わり、本ガイドラインに定められた電子署名（厚生労働省の定める準拠性監査基準を満たす保健医療福祉分野 PKI 認証局の発行する電子証明書を用いた電子署名、認定認証事業者（電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）第 2 条第 3 項に規定する特定認証業務を行う者をいう。）又は認証事業者（同条第 2 項に規定する認証業務を行う者（認定認証事業者を除く。）をいう。）の発行する電子証明書を用いた電子署名、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）に基づき、平成 16 年 1 月 29 日から開始されている公的個人認証サービスを用いた電子署名等）を施すこと。~~

~~(4-3)～(10-9) (内容省略)~~

訪問看護ステーションの基準に係る届出に関する手続きの取扱いについて  
(令和6年3月5日保医発0305第7号)

第2 届出に関する手続き

- 5 地方厚生(支)局長は、届出の要件を満たしている場合は届出を受理し、次の受理番号を決定し、届出者に対して受理番号を付して通知するとともに、併せて、審査支払機関に対して、受理番号を付して通知すること。

(略)

<del>○訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)</del>	<del>(訪看60)第 号</del>
<del>○訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)</del>	<del>(訪看61)第 号</del>
<u>○訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)</u>	<u>(訪ベⅠ1)第 号</u>
<u>○訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)(1~18)</u>	<u>(訪ベⅡ1~18)第 号</u>

第4 経過措置等

- 1 第2及び第3の規定にかかわらず、令和6年~~5月3月~~31日現在において現に訪問看護療養費を算定している訪問看護ステーションにおいて、引き続き当該訪問看護療養費を算定する場合(名称のみが改正されたものを算定する場合を含む。)には、新たな届出を要しない。ただし、令和6年6月以降の実績により、届出を行っている訪問看護療養費の施設基準等の内容と異なる事情等が生じた場合は、変更の届出を行うこと。また、令和6年度診療報酬改定において、新設された又は施設基準が創設された訪問看護療養費(表1)及び施設基準が改正された訪問看護療養費(表2)については、令和6年6月1日以降の算定に当たり届出を行う必要があること。なお、表2における経過措置期間については、令和6年3月31日時点で改正前の訪問看護療養費の届出を行っている訪問看護ステーションについてのみ適用される。